

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 茨 木 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年11月29日（金） 午前10時から 午前11時10分までの間
開催場所		大阪府茨木警察署4階 講堂
出席者	委 員	岸田会長 北村委員 石黒委員 横畠委員 樹下委員 藤井委員 平井委員 中島委員 青木委員 鯖江委員 玉井委員 泉委員 石川委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長
議 事 概 要		1 会長挨拶 本日は、委員の皆様には、何かと御多忙中のところを、茨木警察署協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。 本日は、本年第2回の協議会となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。 前回の協議会からはや5か月が過ぎましたが、茨木警察署におかれましては、管内の治安維持のため、署長指揮の下、忙しい毎日を送られているものと拝察いたします。 茨木市民の安全安心を守るため、日々活躍されていることに、感謝申し上げます。 犯罪被害を防ぎ、「安心安全なまち茨木」にするためには、事件や事故に関する検挙や取締りは、警察の皆様をお願いするところにはなりますが、他方、犯罪が発生しにくい、あるいは、事故が起きにくい環境づくりには、官民一体となった取組が不可欠であり、それが「安心安全なまちづくり」の原点であると考えております。 我々委員は、今後も引き続き、警察と市民とのつなぎ役として務めを果たしていく所存でございます。 今回も、「安心安全なまち、茨木」の実現に向け、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜り、警察業務に反映させていただければと思いま

議 事 概 要

す。

最後になりましたが、署員の皆様には、健康に留意していただくとともに、より一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

2 署長挨拶

本日は、会長をはじめ、委員の皆様には、大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

はじめに、11月7日、元茨木署員が懲戒免職となりました。

非常に多くの方々から厳しいお言葉をいただきました。

署員一同、茨木の安全安心のため、失った信頼回復のために、日々仕事に邁進しております。

署員は、ひたむきに仕事に取り組んでおりますので、御理解と御協力をお願いします。

本日、委員の皆様の、忌憚のない御意見をお伺いして、警察行政に反映していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

今年もあと1か月となりました。

茨木が、平和で安心安全なまちになるべく、署員は、地域の皆さんと一緒に手を携えて頑張ってまいりますので、引き続きよろしくお願いします。

3 業務概要等説明

(1) 生活安全課

- ・ 特殊詐欺の発生状況、犯罪被害防止対策等

(2) 交通課

- ・ 交通事故抑止対策等

4 大阪府警察官採用案内について

近年の採用状況等について説明。

5 議事

(1) 【委員】

スマートフォンのなりすまし(迷惑)メールへの対策強化をお願いします。

JCB、イオンカード、クロネコヤマトなど頻繁に「カード停止予告」や「未配送物あり」のさもありそうな内容でメールが送られてくるし、公共料金の支払いについても引落ちないとか、恐怖をおおる内容で送られてきます。

高齢者は知らず知らずのうちに騙されているのではないかと思います。

もっとテレビコマーシャルで（特殊詐欺被害防止について）流せ

ないでしょうか。

【警察】

スマートフォンのなりすまし（迷惑）メールについては、総務省をはじめとする関係各省庁において、迷惑・宣伝メールに関する情報を収集し、迷惑・宣伝メールを送り付けた者に対する行政処分や送信防止措置を行っています。

警察では、個人対策として、相談（電話）などあった場合には「メールアドレスの変更」や「フリーメール」の推奨を行っています。

企業対策としては、「DMARC^{ディーマーク}システム」という「企業サーバーで、なりすましメールを自動的に振り分けるシステム」の導入を勧めています。

その他、各要望「処罰を求める場合」や「メールが来ないようにしたい」などに応じた対応の仕方について、府警ウェブサイトで教示しています。

しかしながら、このような対策を講じているにもかかわらず、迷惑メールが一向に変わらない状況にあります。

その原因は、迷惑メールの送信者が次々に、Gmailなどのフリーメールにより、新しいメールアドレスを取得し、送信し続けていることです。

例えば、クロネコヤマトなどの宅配便は、不在などで荷物を受け取ることができなかった場合は「不在票」が入っています。

また、キャッシュカードやクレジットカードについては、書留などで郵送されてきます。

ですから、メールで「未配送物あり」や「カード停止予告」といった内容が送られてきても、対応する必要がありません。

全て「詐欺」メールですので、URLをクリックする、連絡先に電話するなど、絶対にしないでください。個人情報に騙し取られることとなりますので、注意をお願いします。

テレビコマーシャルの放映についてですが、テレビコマーシャルは、商品やサービスの認知度を高めるため、そして不特定多数の方々に広く認知してもらうために非常に有効な広報媒体です。

しかしながら、コマーシャル制作や放映にかかる費用は数百万円から数千万円であり、警察の予算、つまり、皆様の税金でテレビコマーシャルを制作するということとはできません。

警察としては、事件の発生や被疑者の検挙時の情報提供により、ニュースや新聞記事として見てもらう、また、テレビの報道番組や情報番組での特集として、被害状況や防犯対策などについて広く知ってもらう、そして被害防止の注意喚起を行っています。

茨木警察署のウェブサイトでも各種の情報を掲載していますし、

大阪府警本部では、ウェブサイト、エックス、インスタグラム、LINEやYouTubeといったSNSも活用して情報発信しています。

特に、安まちアプリや安まちメールでは、防犯対策に特化した情報を発信していますので、是非とも御活用いただければと思います。

(2) 【委員】

茨木警察署管内での青少年犯罪に関する数値などの動向についてのデータがあれば、情報提供いただけませんか。

【警察】

茨木警察署におきましては、オートバイ盗や万引きなどの他、暴行、傷害事件等で少年を検挙・補導しています。

昨年中は、30人の少年を検挙・補導しています。

本年10月末では、52人の少年を検挙・補導しています。

罪名は、オートバイ盗や万引きなどの他、暴行、傷害事件が挙げられます。

他にも恐喝や強盗致傷があります。

近年、少年による大麻乱用が懸念されておりますが、今年当署におきましては、大麻事件の取扱はありません。

少年が被害者となる犯罪については、手口が示されておきませんので、具体的な数を申し上げることはできませんが、薬物事案や性犯罪、闇バイトといった、少年が被害者となる事案については、学校内における非行防止教室で、その手口、誘いの文句など、被害に遭わないための注意喚起を行っています。

児童に対する声かけ、つきまといといった不審者に対する事案は、認知の都度、安まちメールなどで、注意喚起をしているところですが、今年は約50件となっております。

続いて非行防止に関してですが、茨木市内の小中高校生に対し、非行防止教室を適宜開催し、大麻乱用やネット犯罪、闇バイトの危険性を指導しています。

当署には「スクールサポーター」と呼ばれる警察OBが配置されており、各学校を訪問して、学校における懸案事項についてアドバイスをするなど、学校と警察との情報共有を行っています。

茨木市教育委員会や関係機関とも青少年問題に関する情報交換と情報共有を行っています。

(3) 【委員】

最近SNSによる犯罪被害をよく耳にします。

膨大な量があり難しいとは思いますが、誰でもSNSを見ることができるので、何らかの対策もあるのではないかと思います。

SNSに起因する犯罪の現状と被害防止で取り組まれていることがあれば教えてほしい。

【警察】

L I N EやXなどのSNSにおける犯罪の現状について説明します。

最近問題となっている闇バイトについてですが、闇バイトとは、SNSやインターネット掲示板などで、仕事の内容を明らかにせず、短時間で著しく高額な報酬の支払を受け取れるなどと甘い言葉で誘い、特殊詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など、犯罪組織の使い捨てとなる実行者を「アルバイト」と称して募集しているものです。

他には、男女を問わず、L I N Eなどで親しくなった、面識のない相手から、言葉巧みに、裸の写真を送ってほしいと言われて送ってしまった事例、著名人などを騙った人物に「投資で簡単に儲かる」と唆されて詐欺被害に遭った事例、L I N Eなどで親しくなった、面識のない外国人などから、何度も言葉を掛けられ、次第に恋愛感情を抱くようになり「日本に会いに行く」と、偽りの渡航費用を請求される事例など、当署でもこのような事件を認知しています。

SNSを介した犯罪の多くは、最初はL I N Eでのやりとりから始まり、その後、犯罪に関する内容になると、シグナルやテレグラムといった、一定時間が経過するとそのやりとりの内容が削除されるという機能を有するアプリを用いるなど、証拠が残らないよう、つまりは、警察捜査が及ばないような対策を講じている状況です。

被害防止に関しては、非行防止教室などでSNSや闇バイトの危険性について指導するとともに、有害サイトへのアクセスを制御するフィルタリングについても周知徹底しております。

学生だけでなく、社会人に対しても、家族や身近な人が安易に闇バイトに騙されることにより、注意喚起を行っています。

(4) 【委員】

耳原、中河原で目撃された熊の情報について、9月17日以降で何かありませんか。地域の方々が、その後の熊情報を気にされています。

【警察】

市街地における熊の目撃情報が9月17日に複数寄せられておりましたが、9月18日以降、警察には寄せられておりません。

9月18日、茨木市北部で熊の死骸が見つかっており、以降、目撃情報が寄せられていないことから、おそらく同一の熊と思われますが、引き続き、熊を目撃したら、警察への通報と、熊に近づかないような対応をお願いします。

この件を含めて、警察では、茨木市農林課などの関係機関と協力して対応していきます。

また、パトカーによるマイク広報や安まちメール、行政防災無線などを用い、住民の方々に注意喚起を行っております。

(5) 【委員】

今年11月から自転車の規制強化になっているが、茨木警察では、自転車に対する取り締まりを強化されていると思います。

しかしながら、まだまだスマートフォンを見ながら自転車を運転する姿を見かけますが、現状はどうですか。

【警察】

他の地域と同様に、茨木市内もスマートフォンを見ながら自転車を運転する運転手を多く見かけ、取締りを行っています。

自転車の飲酒運転もあり、運転手を検挙する事例もあります。

引き続き自転車の「ながら運転」や飲酒運転なども取り締まりを強化していくとともに、各種学校や会社などに赴き広報啓発活動も行うなど、取締りと交通安全教育の両面から、1件でも自転車の違反を減らす努力を行っております。

(6) 【委員】

地区で開催された高齢者を祝う会に際し、警察官に来て貰い、特殊詐欺防止に関する話をしてもらい、非常に役立っています。

地区では、年末にかけて、75歳以上の独居高齢者宅を訪問する活動を行う予定ですが、特殊詐欺や高齢者向けの交通安全、迷惑メールへの注意喚起のチラシなどの提供をいただけますでしょうか。

【警察】

チラシを用意させていただきますので是非、御活用ください。

また、警察でも、日頃から、民生委員や宅配業者などを通じて、独居高齢者宅に、交通安全などのチラシを配布する活動も行っております。

(7) 【委員】

高齢者ドライバーが起こす交通事故につき、事故を起こした高齢者ドライバーの服装や靴の特徴はありますか。

【警察】

事故当事者の服装などについての統計は取っていないので、わかりかねます。

高齢者ドライバーが奇抜な服装や靴を着用して運転していたと見聞きしたことはありませんし、他のドライバーと服装などはほぼ変わらないものと思われます。

(8) 【委員】

今年11月に自転車に関する罰則が強化されるに際し、自転車には免許がなく、交通法令を十分学んでおらず、法令を知る機会も乏しい自転車運転者が、急に違反取締りや罰則の適用、指導注意を受けるということについて、当該自転車運転者は困惑するのではないか。

議 事 概 要

いわゆる合宿免許などで、交通量の少ない地方の自動車学校を卒業した卒業生と、交通量の多い都会の自動車学校を卒業した卒業生とでは、運転技術の差があり、交通量の少ない地方の自動車学校の卒業生が、都会で免許を取得し、運転することとなると、交通事故を起こす危険性が高くなることが懸念されることから、交通量の少ない地方の自動車学校を卒業した卒業生が、大阪で免許試験を受ける際、大阪で技能試験を課してもよいのではないかと。

【警察】

今年11月より、自転車に関する違反の罰則は強化されましたが、違反自体は以前からあるものです。

知る機会があるかという点ですが、大阪府下では、毎年、小学校で交通安全についての教育を行っています。

これとは別に、茨木市では、茨木市役所と一緒に幼稚園、小学校、中学校、要請があれば高校、大学、企業に対し、自転車の安全教室を実施するなどして、自転車の安全運転を周知徹底をしているところです。

自転車は、交通ルールに際し、運転者のマナーによるところが大きいところではありますが、年々、全国的に自転車の運転手のマナーの悪化に伴い罰則を設ける、更には罰則の強化を進めざるを得ないのが現状です。

根本的には、自転車運転者には、道徳的なマナー、交通ルールを知るところが非常に重要になっており、茨木市のみならず、全国的に自転車マナーの向上が非常に重要なことだと認識して、長期的に取り組んでいるところでもあります。

交通量の少ない、地方の自動車学校を卒業した卒業生に対し、大阪で免許試験を受けるに際し、さらなる技能試験を課し、可否を判定することはありません。

全国の認可されている自動車学校であれば、教習内容は最低限求められているレベル以上であり、また、交通量が少ない自動車学校を卒業した卒業生にだけ、さらなる技能試験を課すことは、他の卒業生と「区別」することとなるからです。

ただ、免許試験受験者の中から、抜き打ちで免許試験時に技能確認の意味で、実際に教習コースで運転してもらうことはありますが、これは、教習所のレベルを一定以上に保つためのものであり、可否には関係ありません。

免許は、その性質として「一律に禁止されていることを、免許を取得することで、禁止が解除され、運転してもよい」という許可を受けるものであります。

従って、免許を取得した者は、自ら、運転技能、技術、性能などを学び、ドライバーとしての資質・マナーを高めてもらうのも重要であります。